



離婚給付契約公正証書

(養育費の支払)

第■条 Aは、Bに対し、Cの養育費として、次に記載のとおり支払義務のあることを認め、これを毎月末日限り、Bの指定する金融機関の預金口座に振り込む方法により支払う。支払いに要する費用は、Aの負担とする。

- ① 平成□□年□月から平成□□年□月まで、1か月金■万円
- ② 二年制の専門学校に進学した場合は、平成□□年3月まで、1か月金■万円
- ③ 四年制の大学に進学した場合は、平成□□年3月まで、1か月金■万円